第二十九号を第三十一号とし、第十号から第二十八号までを二号ずつ繰り下げ、第九号の次に次の二号を加える。

十　N－［三－［五－（二－アミノピリミジン－四－イル）－二－（一・一－ジメチルエチル）－一・三－チアゾール－四－イル］－二－フルオロフェニル］－二・六－ジフルオロベンゼンスルホンアミド（別名ダブラフェニブ）、その塩類及びそれらの製剤

十一　一－｛三－［四－アミノ－三－（四－フェノキシフェニル）－一Ｈ－ピラゾロ［三・四－ｄ］ピリミジン－一－イル］ピペリジン－一－イル｝プロパ－二－エン－一－オン（別名イブルチニブ）及びその製剤

○厚生労働省告示第九十五号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令（昭和三十六年政令第十一号）第八十条第二項第五号の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第八十条第二項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する医薬品の種類等（昭和四十五年厚生省告示第三百六十六号）の一部を次のように改正する。

平成二十八年三月二十八日　厚生労働大臣　塩崎　恭久

鼻炎用内服薬の項の2の(3)中「Ⅵ」を「Ⅴ」に改める。

別表第五のⅠのJ項中「塩化リゾチーム」を「塩化リゾチーム｜〇・〇二｜〇・〇六｜」を削る。

○厚生労働省告示第九十六号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令（昭和三十六年政令第十一号）第三条の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第三条の規定に基づき厚生労働大臣の指定する医薬品の有効成分（昭和五十五年厚生省告示第百六十九号）の一部を次のように改正する。

平成二十八年三月二十八日　厚生労働大臣　塩崎　恭久

鎮咳去痰薬の項第四目を削り、第五目を第四目とし、第六目から第二十四目までを一目ずつ繰り上げる。

○厚生労働省告示第九十七号

職業能力開発促進法施行規則（昭和四十四年労働省令第二十四号）第六十四条の二第二項第八号、第六十四条の三第三項第三号並びに第六十四条の六第二項第二号及び第三項第三号の規定に基づき、職業能力開発促進法施行規則第四十五条の二第二項第九号等の規定に基づき厚生労働大臣が指定する専修学校又は各種学校を定める告示（昭和五十四年労働省告示第百十二号）の一部を次のように改正し、平成二十八年四月一日から適用する。

平成二十八年三月二十八日　厚生労働大臣　塩崎　恭久

別表第三中「田川文化専門学校　福岡県」を「田川文化専門学校　福岡県　平岡調理・製菓専門学校　福岡県」に改める。

厚生労働省
○経済産業省告示第二号
環境省

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和四十八年法律第百十七号）第十一条の規定に基づき次に名称を掲げる優先評価化学物質の指定を取り消すとともに公示する。

平成二十八年三月二十八日

厚生労働大臣　塩崎　恭久
経済産業大臣　林　幹雄
環境大臣　大塚　珠代

通し番号	化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第11条の規定に基づき指定を取り消す優先評価化学物質の名称	官報整理番号
20	1，2－エポキシプロパン（別名酸化プロピレン）	(2)－219
33	アクリル酸n－ブチル	(2)－989

○農林水産省告示第八百五十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十八年三月二十八日　農林水産大臣　森山　裕

一　保安林の所在場所　奈良県吉野郡十津川村大字三浦六九

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を奈良県庁及び十津川村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八百五十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十八年三月二十八日　農林水産大臣　森山　裕

一　保安林の所在場所　大分県竹田市荻町南河内字穴井津留一五四、一六一の二

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字穴井津留一五四（次の図に示す部分に限る。）、一六一の二

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を大分県庁及び竹田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八百五十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十八年三月二十八日　農林水産大臣　森山　裕

一　保安林の所在場所　和歌山県新宮市佐野字切杭一六八六の一（次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県庁及び新宮市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八百五十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十八年三月二十八日　農林水産大臣　森山　裕

一　保安林の所在場所　長野県塩尻市大字贄川字宮ノ窪一七四、字一ノ沢一七六の一、四五四の二、四六一、四六四、四九三の一五、字片平四四一の二、四四二、四四四、四五五、四五六の一、四五六の二、四五七の一、四五七の二、四五八の一、四五八の口、四五九

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県庁及び塩尻市役所に備え置いて縦覧に供する。）